省令

○文部科学省令第一号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年一月二十六日

文部科学大臣　林　芳正

大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令

（大学設置基準の一部改正）

第一条　大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［略］	［略］
第九章　事務組織等（第四十一条―第四十二条の三）	第九章　事務組織等（第四十一条―第四十二条の三）
第十章　専門職学科に関する特例（第四十二条の四―第四十二条の十三）	
第十一章　共同教育課程に関する特例（第四十三条―第四十九条）	第十章　共同教育課程に関する特例（第四十三条―第四十九条）
第十二章　国際連携学科に関する特例（第五十条―第五十六条）	第十一章　国際連携学科に関する特例（第五十条―第五十六条）
第十三章　雑則（第五十七条―第六十条）	第十二章　雑則（第五十七条―第六十条）
［略］	［略］
第一章　総則	**第一章**　総則
（趣旨）	（趣旨）
第一条　大学（専門職大学及び短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。	**第一条**　大学（短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。
2・3　［略］	2・3　［略］
第二章　教育研究上の基本組織	**第二章**　教育研究上の基本組織
（学部以外の基本組織）	（学部以外の基本組織）
第六条　［略］	**第六条**　［略］
2　学部以外の基本組織に係る専任教員数、校舎の面積及び学部以外の基本組織の教育研究に必要な附属施設の基準は、当該学部以外の基本組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の学部又は学科に係るこれらの基準（第四十二条の四第一項に規定する専門職学科、第四十五条第一項に規定する共同学科（第十三条及び第三十七条の二において「共同学科」という。）及び第五十条第一項に規定する国際連携学科に係るものを含む。）に準ずるものとする。	2　学部以外の基本組織に係る専任教員数、校舎の面積及び学部以外の基本組織の教育研究に必要な附属施設の基準は、当該学部以外の基本組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の学部又は学科に係るこれらの基準（第四十五条第一項に規定する共同学科（第十三条及び第三十七条の二において「共同学科」という。）及び第五十条第一項に規定する国際連携学科に係るものを含む。）に準ずるものとする。
3　この省令において、この章、第十三条、第三十七条の二、第三十九条、第四十二条の六、第四十六条、第四十八条、第四十九条（第三十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、第五十五条、第五十六条（第三十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、別表第一、別表第二及び別表第三を除き、「学部」には学部以外の基本組織を、「学科」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。	3　この省令において、この章、第十三条、第三十七条の二、第三十九条、第四十六条、第四十八条、第四十九条（第三十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、別表第一、別表第二及び別表第三を除き、「学部」には学部以外の基本組織を、「学科」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。